

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災地等の医療機関の皆様へ（第 11 報）

1 被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

一部負担金等の支払猶予の対象

一部負担金等の支払いを猶予される対象者として以下の市町村に住所を有する者が追加されました。

* 被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、厚生労働省保険局医療課事務連絡に定められた市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者であること。

（地震発生後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）

支払猶予の取扱いの期間

6 月までの診療等分について、6 月末日まで支払いを猶予する取扱いとなります。

ただし、主たる生計維持者の行方が不明である旨を申し立てした被災者の場合は、6 月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限られます。

なお、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退きまたは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった者で、屋内退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6 月までの診療等分について、6 月末日まで支払いを猶予する取扱いとなります。

【参考】[\[平成 23 年 5 月 2 日付け事務連絡\]「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 6）（6 月診療等分及び 7 月診療等分の取扱い）」](#)（厚生労働省保険局医療課）

2 7月1日以降の一部負担金等の取扱いについて

7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明証を提示した者のみ、一部負担金等の支払が免除されます。

7月1日以降免除証明書が必要となるため、医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力をお願いいたします。

一部負担金等の免除の対象

一部負担金等の支払いが困難な被災者の取扱いについては、以下の要件の 及び の両方にあてはまる場合、支払いを免除する取扱いとなります。

災害救助法適用市町村（東京都47区市町を除く。）又は、被災者生活再建支援法の適用市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者（地震発生後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）

今回の地震により、次のいずれかの申立てをした者であること。

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ・原子力災害対策特別措置法による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- ・原子力災害対策特別措置法による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

支払免除の取扱いの期間

平成24年2月29日まで一部負担金等の支払いを免除する取扱いとなります。

ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については、平成23年8月31日までの予定です。

主たる生計維持者の行方が不明である旨を申し立てした被災者の場合は、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限られます。

なお、原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退きまたは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象となった者で、屋内退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6月までの診療等分について、6月末日まで支払いを猶予する取扱いとなります。

【参考】[\[平成23年5月23日付け事務連絡\]「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて\(その7\)\(6月診療等分及び7月診療等分の取扱い\)」](#) (厚生労働省保険局医療課)

【照会先】最寄りの支払基金支部 または 支払基金本部事業統括部

電話番号 03-3591-7441 (内線 333 334 335)

メール jt01@ssk.or.jp